# かるら(と かねて思へハ 梓う なき数に入る るをぞとどむる

四條畷に散った若き武将、楠正行

# 楠正行通信 第55号

平成 29 年 9 月 12 日

## 発行=四條畷楠正行の会

〒575-0021 四條畷市南野 5 丁目 2 番 16 号

四條畷市立教育文化センター内 072-878-0020

# 地方分権・法令順守を説き、質素倹約を奨励

# 正成の献策に通じる帝への諫言

## 奥州将軍府を構築した顕家の上奏文

大島延次郎は、その著「北畠顕家〜奥州を席捲した南朝の貴族将軍」の冒頭、"奥羽における南北朝の歴史は、北畠氏の歴史であるともいえよう。建武の中興に際し、北畠顕家は陸奥の守となって、父親房とともに義良親王を奉じて、たが国府に下向した。ここを拠点とし、奥羽の経営に着手して、天稟の才を縦横に揮って活躍を開始した。やがて国府に次いで、霊山を牙城に代えると、活劇を演じた。時に利あらず、京畿の野に孤軍奮闘を続けたが、武運つきてあえなく悲壮な最期を遂げたので、その壮図は中途で挫折した。"と記している。

河内東条で孤軍奮闘、吉野の宮を支え続けた正行。は るか遠国の地、奥州で同じく吉野の宮を支え将軍府を構 築した顕家。そして、共に若くして散って逝った二人。 さて、その顕家の思いを解く鍵が討死1週間前に吉野 の帝に送った血涙の上奏文といえるだろう。

正行通信54号で北畠顕家の上奏文に触れましたが、ここに「日本中世史を見直す」(佐藤進一・網野善彦・笠松宏至)からその全文を転載します。なお、同著によれば、原典は日本思想大系「中世政治社会思想」下(岩波書店)とのことです。

# 北畠顕家奏上

#### 第一条

(前欠)

鎮将、各々その分域を領知し、政令の出ずるや、五方に在り。因准のところ、故実を弁うるに似たり。元弘一統の後、この法いまだ周備せず。東奥の境、 纏に皇化に靡く。これすなわち最初鎮を置くの 効なり。西府に於ては、更にその人なし。逆徒敗走の日、 塩にはままにかの地を履み、諸軍を押領して、再び帝都をが陥いる。利害

の間、これを以って観るべし。およそ諸方が鼎のごとくに立ちて、なお聴断に、滞りあり。もし一所に於て四方を決断せば、万機紛紜していかでか患難を救わんや。分かち出して侯に封ずるは、三代以往の良策なり。鎮を置きて民を治るは、隋唐以還の権機なり。本朝の昔、八人の観察使を補し、諸道の節度使を定む。承前の例、漢家と異ならず。方今乱後の天下、民の心・頼く和しがたし。・遠かにその人を撰びて、西府および東関に発遣せよ。もし遅留あらば、必ず噬臍の悔あらんか。兼て山陽・北陸等に各一人の藩鎮を置きて、便近の国を領せしめ、よろしく非常の「虞」に備うべし。当時の急にすべきこと、これより先はなし。

# 第二条

# 諸国の租税を免じ、倹約を専らにせらるべき事

#### 第三条

#### 官爵の登用を重んぜらるべき事

右、高き功あれば、不次の賞を以てするは、和漢の通例なり。その才なきに至りては、功ありといえども、多く田園を与えて名器を与えず。なんぞ況んや徳行なく勲功なくして、獲りに高官高位を黷さんや。維月の位は輔端の重んずるところ、青雲の\*\*交\*\*は象がの撰ぶところなり。その仁にあらずして僥倖の者、近年踵を継ぐ。

しかのみならず或いは起家の族、或いは武勇の士、先祖経歴の名を軽んじ、文官要劇の職を望む。各々登用の志を存し、「恣事」に不次の恩に関する。向後の弊いかんぞ休むことを得ん。およそ名器は獲りに人に仮さず、名器の濫りなるは僭上の「階」なり。しかればすなわち、任官登用はすべからく才地を撰ぶべし。その功ありといえどもその器に足らざれば、厚く功禄を加え田園を与うべし。士卒および起家奉公の輩に至りては、且は烈祖昇進の跡を逐い、且は随分優異の恩に浴さば、なんの恨かこれあらん。

#### 第四条

#### 月卿・雲客・僧侶等の朝恩を定めらるべき事

右、朝廷に拝趨し、帷幄に昵近し、朝々暮々竜顔に咫克 し、年々歳々鴻慈を戴仰するの輩、たといその身を尽 くすとも、いかでか皇恩を報ぜんや。ここに国家乱逆し て、宸襟がからず。或いは乗輿を海外に移し、或いは 『行宮を山中に構う。 人臣と作て、 忠義を竭さんはこの時 なり。しかれども、忠を存じ義を守る幾許ぞや。無事の 日は大禄を賞發し、艱難の時は逆徒に屈伏す。乱心賊子 にあらずして何ぞや。罪死して余りあり。かくのごとき の族、何を以て新恩を荷負せんや。僧侶護持の人、また 多くこの類なり。辺域の士卒に遠びては、いまだ王化に 染まずといえども、君臣の礼を正し、忠を懐き、節に死 するの者、勝計すべからず。恵沢いまだ。遍からざるは 政道の一失なり。しかれば功なき諸人の新恩の跡を以て、 士卒に分ち賜うべきか。およそ元弘以来没官の地頭職を 以ては、他用を閣かれて有功の士に配分し、国領およ び庄公等の本所領を以ては、常常道俗の恩に擬せられ ば、朝礼廃れず勲功空しからざるものか。そもそもまた 累葉の家々不忠の科は、悪むべしといえども、偏えにそ の人を廃黜せば、誰かまた朝廷の故実を弁え、冠帯の 威儀を刷わんや。近年士卒の競望により、多く相伝の 庄園を収公す。理の推すところ、쳝善政にあらず。しか れば累家の私領においては、すべからくその家に返され、 公務の忠否に随い、追つて 點 陟 あるべきなり。今度 〜 陪従の輩ならびに向後朝要の仁に至りては、尤も計略 の分限を定め、拝趨の羽翼を計い行わるべきか。

#### 笙五冬

# 臨時の行幸および宴飲を閣かるべき事

右、帝王の之るところ、慶幸せずということなし。風俗を移し、艱難を救うの故なり。世澆季に莅み、民塗炭に墜つ。遊幸・宴飲まことにこれ乱国の基なり。一人の出ずるときは、百僚威儀に卒従し、過差の費、万を以て数う。況んやまた、宴飲は鴆毒なり。故に先聖これを禁じ、古典これを誡む。伯萬酒味を歎きて儀狹を罰し、周公酒語を制して武王を諫む。草創これを守るといえども、守文なおこれを懈る。今洛都に還り、再び魏闕に

幸さば、臨時の遊幸、長夜の宴飲、堅くこれを止め、深くこれを禁ぜよ。明らかに前車の、覆るを知りて、すべからく後乗の師となすべし。万人の企望するところ、けだしここにあり。

#### 第六条

#### 法令を厳にせらるべき事

右、法は国を望むるの権衡、民を散するの鞭轡なり。 近ごろ朝に令して夕に改む。民以て手足を措くところな し。今出て行わざれば、法なきにしかず。しかれば則ち、 約三の章を定めて、堅石の転ばしがたきがごとし、画一 の教を施して、流汗の反らざるごとくせば、王事整こ と靡く、民心 首 ら服せん。

#### 第七条

#### 政道の益なき寓道の輩を除かれるべき事

右、政のためその得あらば、劉義の民といえどもこ れを用いるべし。政のためその失あらば、閥間の士とい えどもこれを捨つべし。頃年以来、卿士・官女および僧 侶のうち、多く機務の蠧害をなし、ややもすれば朝廷の 政事を黷す。道路目を以てし、衆人口を社ぐ。これ臣鎮 に在るの日、耳に聞きて心に痛むところなり。それ直を 挙げて枉に錯くは、聖人の格言なり。賞を正して罰を明 らかにするは、明王の至治なり。かくのごときの類早く 除くにしかず。すべからくヹ゚゚゚゚゚゚゚゙゙゚゙゙゚゙゚゙゚゙゙゚゙゚゙゙゚゚゙゚゚゙゙゚゙゙゚゚゙ の法を明らかにし、耳 目の聴を闢くべし。陛下諫に従わざれば、泰平期するな からん。もし諫に従わば、清粛日あるものか。小臣、 を承り、艱難の中に跋渉す。再び大軍を挙げて命を鴻 毛に、斉うす。 幾度か挑み戦いて身を虎口に脱れし、 私 を忘れて君を思い、悪を却け正に帰せんと欲するの故な り。もしそれ先非改めず太平致しがたくば、符節を辞し て范蠡の跡を逐い、山林に入りて以て伯夷の行を学ば

以前条々、言すところ私にあらず。およそそれ政をなすの道、治を致すの要、我が君久しくこれを精練したまい、賢臣各々これを潤し飾す。臣のごときは後進末学、なんぞ敢て計い議せんや。しかりといえども、あらあら管見の及ぶところを録し、いささか丹心の蓄懐をのぶ。書は言を尽くさず。言は意を尽くさず。伏して翼くば、上聖の玄鑑に照して、下愚の懇情を察したまえ。謹んで奏す。

#### 延元三年五月十五日

従二位権中納言兼陸奥大介鎮守府大将軍臣源朝臣顕家 上る